

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和3年1月28日(木)  
15時34分開会 16時25分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、  
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、  
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員  
(1) 町長からの申し出事項  
町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦  
保健福祉課長：佐藤秀美、課長補佐：石川 淳、福祉係長：阿部俊夫  
子育て支援課長：逢坂 登、課長補佐：寺岡淳子
- 6 議 件  
(1) 町長からの申し出事項について  
・ 第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画（素案）について  
(2) 議会運営委員会からの報告事項について  
・ 議会費に係る新年度予算について  
(3) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：大変お疲れさまです。只今から全員協議会を開催したいと思います。

(1) 町長からの申し出事項について

- ・第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画（素案）について

桜井議長：まず、(1)として町長からの申出事項について協議をしたいと思う。

冒頭、町長のほうから御挨拶をいただく。

阿部町長：皆さん、本当にお疲れさまです。第1回の議会に引き続いて清水町障がい福祉計画について説明させていただきたいと思う。まずは、素案として説明させてもらうので、どうぞよろしく願う。意見をたくさんいただければ幸いである。よろしく願う。

桜井議長：それでは、資料に基づき担当課から説明を受けて、その後、質疑を受けたいと思う。

第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画（素案）について、保健福祉課より説明を説明員の紹介も兼ねてよろしく願う。

保健福祉課長（佐藤秀美）：（説明員紹介）

子育て支援課長（逢坂登）：（説明員紹介）

保健福祉課長：まず、私のほうから第1章から第4章まで簡単に説明させていただく。

第1章、計画策定の趣旨である。現在の第5期清水町障がい福祉計画・第1期清水町障がい児福祉計画が令和2年度で終了することから、本町の障がい者施策を計画的に推進していくため、国の基本論議に基づいて第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画を一体的に作成するものである。

次に第2章、計画の基本理念である。この計画は全ての町民が等しく基本的人権を持ったかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指すという考えで策定している。

次に第3章、計画の位置づけ・期間である。障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画として位置づけられ、清水町総合計画や清水町地域福祉計画、他の福祉部門の計画との整合・連携を図っており、計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間である。

次に第4章、計画の推進である。計画の策定に当たって、障がい福祉関係者等で構成する策定委員会を設置して検討を行い、障がいのある人や家族、それから町内会長、それから議会議員の皆様をお願いしたけれども、意識調査を実施して、更に1月20日からパブリックコメントによる町民意見の聴取も行っているところである。また、新型コロナウイルス等の感染症対策については、この計画に基づく各施策事業は感染症予防に十分配慮しながら実施していくということになっている。

第5章以降については、担当のほうから説明させていただく。

保健福祉課福祉係長（阿部俊夫）：それでは、第5章、ページいくと12ページになる、本町の障がいのある人の状況というところで、私、福祉係長の阿部のほうから説明させていただきます。

12ページになる。手帳所持者（児）及び人口に占める割合の推移ということで、障害者手帳というのが3つある。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、この所持者の数、それに伴う人口の割合である。その推移を出している。この表からいくと、精神障がいをお持ちの方の数が増えているということが見て分かる。本町で何らかの障害者手帳を所持している方というのは835名いる。ページいくと16ページなのだけれども、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移というものがあり、やはり増加をしている。ただ、精神手帳を持っていない方で精神科に通院しているという方もいる。この方々が17ページにある自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者の推移というところになっている。手帳もいらないけれども精神科のほうには通院したいという方もいらっしゃる。この方々の所持者の推移が115名である。精神障がいのある方というのは、ちょっと手帳所持の有無だけでは判断できない実情ということもある。続いて、18ページになる。障害支援区分認定者の状況というページになる。このページなのだけれども、本計画で新たに加えた項目になる。策定委員会のほうで、委員のほうから実際に障がい福祉のサービスを

利用するときにはどういふものが必要で、おそらく介護保険のほうでも要支援、要介護という区分があるのだけれども、障がいサービスのほうにもこのような障害支援区分という、サービスが必要なもので区分が定められている。障がい種別で見ると、知的障がいのある方70人で最も多くなっている。これは、旭山学園に入所されている方というのがやはり多いというところで、この数になっている。ただ、障がい福祉サービスの中には、この区分がなくても利用できるサービスというものがある。19ページの上のほうには書いてはいるのだけれども、障害支援区分を必要としない障がい福祉サービスの利用者という方がいらっしやる。知的障がいのある方、精神障がいのある人の割合というのが高くなってきている。

続いて、第6章のほうに移りたいと思う。ページでいくと21ページになる、第6章第4期障がい者基本計画になる。この計画は、ページが戻るのだけれども9ページの上の部分にある障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画という3つの計画があるのだけれども、この一番左になる。障がい者施策についての基本的事項を定める中長期的な計画になる。この計画は、計画期間が9年間ある。そして、21ページにまた移る。大きく6つの具体的施策を示している。それぞれ具体的に取り組む事業について、また、その事業の中身、事業をどの部署が担っていくのかというのを表にして表している。22ページから順に6つの施策があり、その事業、事業内容、その担当はどこが担っていくのかというのを示している。A4の横の資料があると思うのだけれども、このカラーになっている資料である。これをちょっと見ていただくと、6つの矢印を順番に1、2、3、4、5、6と振っているのだけれども、これが具体的施策になる。そして、一番下なのだけれども、保健福祉課であったり子育て支援課であったり、様々な課、様々な部署が協力し合って、乳幼児期から高齢期までの間、支援が途切れることなく支えられるような計画を作るといふ形で、この障がい者基本計画というものを作っている。赤で囲ってあるライフステージに応じた支援体制づくりというところがあるのだけれども、ここについては、今回、意識調査をしており、障がいのある人を含めて関係者の方々からも意見をいただいている。その中でやはり支援が途切れない形でずっと支えられるような仕組みがあったらいいという形で意見をいただいているので計画のほうに盛り込めるようにしている。つながりをつくるということもあるし、つながりを更に強くしていくということを重点的に取り組むことを土台としている。各年代の支援がつながっていくように、また福祉分野だけでなく、福祉の問題を福祉だけで解決していくということでもなかなか難しいところもあるので、教育であったり医療であったり商業であったりということとも連携しながら支援をしていければいいなと思っている。

続いて、第7章になる。ページでいくと38ページになる。第7章、第6期障がい福祉計画というものになる。この障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の見込量と提供体制を確保するための計画というもので示されている。この計画については、順にめくっていくと見込量という表がある。令和3年度、令和4年度、令和5年度、例えば40ページを見ると、令和2年度の実績見込みというところがあって、令和3年度から5年度は見込みという表がある。これなのだけれども、サービスの利用者が増えることがあくまで障がい福祉の充実につながるということであるので、あくまで今の清水町の現状に沿った数値を入れている。見込量がゼロという数字があるサービスもあるのだけれども、これは今まで利用実績が清水町ではなかったサービスであったり、今は町内にこのサービスを提供できる事業者がないといった背景があるので、今の段階ではゼロとしている。ただ、これはあくまで今の数値であるので、この先、サービスの利用相談などが生じた場合には、この数値が変わっていくものと考えている。皆様にお配りしているA3の資料があると思うのだけれども、これは今、清水町内にある障がい福祉に限らないのだけれども事業所の一覧になっている。福祉マップと呼ばれるもので、ここにある事業所が清水町内にある。ただ、この中にはサービスというものがやはり提供できない、若しくは町外に通うという方もうちの町にはいらっしやるので、参考にしていただければと思う。各サービスについては、サービス内容の概要であるとか、町における現状と課題、また令和3年度から5年度に向けての目標値を設定している。この計画においては、あくまで障がい福祉のサービスの利用を前提としているものになっているのだけれども、障がいのある人の中には障がい福祉のサービスを今は使わないという方や以前は使っていたという方もいらっしやる。特に多いのが日中活動系のサービス、41ページになるのだけれども、この一番下のほうに、41ページの⑥、⑦あたり、就労継続支援というサービスがあるのだけれども、この就労系のサービスというのとは通型のサービスという形で、あくまで一般就労に向けてこのサービスを使って、行く行くはこのサービスを卒業して一般就労につながるというサービスになるので、ずっとこのサービスを使うというものでもないサービスになっている。具体的な目標、最終的な目標は一般就労という方たちが多いのが特徴であるのだけれども、一般就労にはなかなか進んでくれないという実情もある。課題となっているのが、就労先であったり、障がい者雇用ができる企業の不足というのか、実際こそういうことが起きている。うちの係では、障がい福祉の事業所であるとか、高等支援学校などの学校と連携することが多いの

だけれども、なかなか生徒たちの実習先が見つからないという相談があったりするし、卒業生が清水町内で就労に結びつかなかったということも起きている。であるので就労のほうには少し力を入れていきたいと考えている。一人一人が希望する生活の形というのは、ちょっとばらばらのだけれども、サービスを利用する、利用しないも含めて希望する形が実現できるように、この計画を進めていきたいと考えている。第7章以上である。

子育て支援課長補佐（寺岡淳子）：続いて、第8章、第2期章の児童福祉計画ということで、児童のほうの説明をさせていただく。1. 児童福祉法に基づくサービスの目標設定というところで、60ページを御覧ください。この計画の目標値の設定の基本というところで、清水町は子ども発達支援センターというのを子育て支援課の中に設置していて、発達が気になるお子さんやその家族からの相談を受けて支援を行っている。お子さんから就労までの切れ目のない一貫した支援を提供するために関係機関をさらに強化していくということがこの計画の大きな目標となるかなと思っている。次のページである。清水町子ども発達支援センターである。清水町子ども発達支援センターは、市町村中核子ども発達支援センターとして道の認定を受けている。先ほど説明のあったアンケートの回答の結果も踏まえて、支援が必要な子どもとその保護者の支援が保育施設や学校、そして就労等に適切に移行されて必要な支援が引き継がれていく体制の整備に取り組んでいきたいと思っている。そのためのツールとして、平成29年からノースデイベックというものを清水町で産まれたお子さんの皆さんにお配りして、生育歴を記入していただいている、それを支援が必要になったときにはオプションのシートを利用してサポートファイルとして活用して、ライフステージが変わったときにも生育歴とかどんな支援を受けてきたかということが一目で分かる綴りになるように活用していきたいと思う。62ページいく。障害児通所支援というところで、障害児の通所支援は①から⑤のようなものがあるのですが、清水町で行っているのは①児童発達支援、これは児童に対する療育支援である。それから、③放課後等デイサービス事業、これは学齢児の療育支援である。それから、④保育所等訪問支援事業といって、保育所や小学校に出向いて先生と協力してお子さんの支援を行ったり環境設定を手伝ったりするという事業を行っている。隣のページに目標値が設定されているのだけれども、成人と同じように利用が多ければいいということでないので、これは利用数を入れているのだけれども、求める方に100%福祉のサービスが利用してもらえんことを継続して取り組んでいきたいと思っている。64ページである。（3）障害児相談支援というところで、福祉サービスを使う前に障害児利用計画というものを作成して、使う福祉の計画を立てるところが相談支援事業所となる。これも子育て支援課の中にある。近年は、町外でサービスが使われる、清水町とプラスして町外の施設が使われる方もいらっしゃる。ので、広い情報収集、情報発信が必要だということを思っている。これは、ただの計画にならないようにモニタリングでサービスの見直しをしたりとか、サービス担当者会議を開いて関係機関と保護者をつなぐことを今後も続けていきたいと思っている。その下の（4）医療的ケア児に対する支援ということで、これも発達支援センターが中核となって関係機関と連携しながら一貫した支援ができるように努めていきたいと思う。次の65ページである。2. その他の事業というところで、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンターというものが書かれていて、66ページにその説明が書かれている。このプログラムは定期的な決まった日に実施が必要ということで、今、その利用のハードルが高いということで希望者が少ない。ただ、それかわって、きずな園がお子さんの支援のフィードバックの際にお子さんの特徴に合わせた関わり方などのアドバイスをしたりして、保護者の方にトレーニングとまでいえないけれども、そういう取り組みをしているということで代替的なことを行っている。ので、今後もそれを継続していきたいと思う。67ページの3. 成果目標の設定である。（3）に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保というところがあるが、これは広域での設置が可能ということであるので帯広養護学校であるとか、管内の児童発達支援センターの帯広あおぞらであるとかと連携しながら支援をしていきたいと思っている。以上が障害児福祉計画の説明となる。

桜井議長：只今、担当課のほうからそれぞれ説明を受けた。

特に質疑があれば受ける。何かないか。口田邦男議員。

口田議員：ちょっと聞きたいことがあるが、18ページの知的障がある人の合計が70名という数字が出ていられるけれども、これは旭山学園の生徒だという説明を受けた。これは町民か、それとも町外からも通っている人がいるはずなのだけれども、そこら辺の対応というのがどういうことになっているのかと思う。

保健福祉課福祉係長：知的障がある方70名というところで、旭山学園にある入所施設若しくは通所施設のほうに通われている方が大半である。療育手帳をお持ちで障害支援区分を持っている方、在宅の方もいらっしゃるのだけれども、実際はなかなかサービスにはつながらないというのが現状で、皆さんこれは町内の方である。

口田議員：分かった。町内と町外との区分というのか、それはどういうことになっているのかと思って。今、やっていることは一緒だと思うんだけど。

保健福祉課係長：そうである。障害支援区分というのは全国で同じものであるので、使っているサービスは変化するもので、変わらないサービスを皆さん受けている。

口田議員：ということは、町外だろうと町内だろうと区別せずにサービスを行っているというふうに理解してよろしいか。

保健福祉課係長：町外も町内の方も、例えば町外の方で旭山学園に通われている方たちもいらっしゃるし、ただ、そのサービスを使うには絶対にこの障害支援区分というものが必要になるので、その区分の判定を受けていただいた方がサービスを使うという流れにはなっている。

桜井議長：よろしいか。ほかに何か質問あるか。鈴木孝寿議員。

鈴木議員：先ほど、乳幼児期から、いわゆる障がい、身体若しくは精神の障がいの子のパスポートとかをやられているのを知っている。例えば、保育所から小学校、中学校に行くときもうまく連携して行って大人になってと、その資料、データというのをいつまで保管しているのか。役所として保管する資料、その一人一人の保管は、正直に言ったら、その人が例えば亡くなるまで保管するのか。そういう扱いというのは今どのようになっているのか。なぜ、こんなことを聞くかと言うと、将来的に障害年金とかをもらったりするときに、一時的に健康になったりすると障害年金を打ち切られるわけである。そうすると、今度更に悪くなってきたときは、これは一番最初の何の病院からとかという、すごい複雑な話になって、親がもしそのときに亡くなったら、もう本人では全然分からないし、誰も分からないというような状況になるのである。清水町としては、清水町に生まれた方で障がいをお持ちになられた方についてのバックデータ、基本データというのは基本的に半永久保存なのかどうか、それをどういうふうに扱っていくのかなというのが、今の現状を教えてくださいなどと思っている。

子育て支援課長：基本的にパスポートについては、各保護者が保管をしているので、それについては町のほうに同じものがあるということではない。ただ、例えば、きずな園を利用したという場合には支援計画等があるので、そういったものはもちろんそのパスポートに挟んでいってくださいというふうになっているので、そういった部分はつながっていくのなかというふうには考えている。

鈴木議員：役場として、その控えのデータというのは持つのか持たないのかといたら、持たないということなのであるのか。

子育て支援課長：まとまったものが全て町にあるかというところではなくて、例えば、保護者の方が病院に行ったときにいろいろな検査をしたときにそういったものを入れるということもあるので、必ずしも町に全部あるというわけではない。ただ、先ほど言ったように町で支援した部分については町のほうにはデータとしては保管はされているということになると思う。

鈴木議員：最近あるのは、養育していた親が何らかの形でちょっと手続ができなくなった場合とかというのがやはり現実的にあって、よくなったり悪くなったりを繰り返して、よくなってしまうと、そのときは、例えば1年、2年単位でいろいろと打ち切られたりするのである。そのときに親がちょうど調子が悪くなったときとかというのは、もうバックデータが実は整理されているかと思ったら、例えば、それは若いうちならまだできるのだけど、障がい者本人が30、40、50歳になってくると、もうどうしようもなくなってきて、これを調べるのがもう不可能。ただ、一人一人の小さいときからのある程度データ、どこの病院にかかっていた、もしくは主治医がどこだったかというのが最低限分かるようなデータがもし最後までであると非常に何かあってもフォローできるかなというふうに思うのだけど、バックデータを確保することは今後可能かどうかだけお聞きしたいと思う。難しいなら難しいで結構である。

子育て支援課長：やはり限界があるというふうに思っている。もちろん先ほど言ったように病院にかかりました、あとほかのどこか町外で支援を受けたとかというときに、計画は例えば清水で立てたとしても、その経過なんかは保護者の方が町にこうなったというふうに報告が送れる期間であるが、それでないと町へ全て集まるわけではないというところは確かにあると思う。

桜井議長：ほかに質問あるか。中河つる子議員。

中河議員：特別支援学級に通っているお子さんが放課後、通常であれば学童保育所に行くけども、そういう子どもさんたちが行ける場所というのは、この計画を見ると、きずな園に放課後等デイサービスと書いてあるので、今のところ行けるようにはなっているか。

子育て支援課長補佐：放課後等デイサービスは、個別の療育を行っているので、決まった日に来ていただくという使い方になっている。ただ、清水町の学童部章をお持ちのお子さんの入所ができないというふうにはしていないので、学童クラブの中で過ごしている方もいらっしゃる。

中河議員：今、曜日が決まっているときには行けるけども、それ以外、毎日ということではないということになるか。

子育て支援課長補佐：きずな園に関しては毎日来れるところではないということになる。

中河議員：清水から帯広のほうに障がい児を預かるデイサービスがあるのか、そこへ通っている子どもさんがいて、清水でもそういうものを作ってくれないかというのを聞いているのだが、そういうのはきずな園と一緒にはないか。毎日通うということにはならないのか。学童とは違うので、行ける子もいるかもしれないけど行けない子もいるということであるか。学童で預かれない子どもさんとはということであるか。

子育て支援課長：学童ではもちろん例えば保護者の方が就労しているとか、そういう条件はあるけれども、それであれば学童ではもちろんお預かりはしている。やはり、きずな園については毎日ということはおかなか難しい状況。施設の状況、指導員の状況等によってである。毎日というわけにはちょっといかないような状況になっている。

中河議員：そうすると、学童保育所で預かるというふうにしてくれない限りは、そういう子は学童には行けない。障がいのある子どもさんは受入れてもらえないということなのか。

子育て支援課長：先ほど言ったように、学童クラブの目的が保護者の方が就労しているとか、そういう条件があるので、例えばお母様が家庭をこらっしゃるということであれば学童に入る要件がなくなるので、そういう方は学童には来ることはできないということになる。ただ、保護者の方が働いていたりした場合に障がいをお持ちの方であっても受入れはしている。

中河議員：それでは、就労をしていない場合は入れない、していても相談すれば入れるというふうな考え方でいいか。

子育て支援課長：学童クラブについてはそうである。そういった仕事なり、例えば体調が悪いとか、そういった場合も受入れているけれども、要するに保護者の方がお子さんを日中にちょっと見ることができないという場合に受入れをしているという場所である。

桜井議長：よろしいか。ほかにも質問はあるか。高橋政院議員。

高橋議員：ちょっと変な質問になるかと思うけど、例えば児童発達支援とかいろいろなサービスが計画に盛り込んであるけど、実際はその支援方法というか、きっと要領等があるんだと思うけど、それらについて全く担当課として疑う余地なく、それがベストな方法なのかという、そういう検証というのはされているのかどうか。ちょっと教えていただけるか。

桜井議長：子育て支援課長。

子育て支援課長：療育等につきましては、相談支援の担当の方がきちんと支援計画を立てている。それに基づいて保育士なり言語聴覚士等が療育支援を行っているということであるので、その辺はきちんとされているというふうにご考えているところである。

桜井議長：12番、高橋政院議員。

高橋議員：その支援計画が間違っていたという例は過去はないのか。

子育て支援課長：間違っているというか、必ず保護者の方とお話をしながら進めているので、もしそれが方向性が違えば必ず修正をしながらいくということになるので、いろいろな障がいの方をお持ちで、人それぞれ違うので、多少、方向性が違う場合ももしかしたらあったかもしれないけれども、そういう場合は必ず保護者の方とお話をしながら修正して行っているというふうにご考えているところである。

高橋議員：個人的にそういう不満を漏らされる町民の方等もおられるのは聞いているところもあるのだけど、実際のところ、こういう計画を立てるに当たってアンケートを取ったり、利用者のニーズに応えたりというのは分かるのだけど、過去に間違ったというか、こういうパターンに対応しきれなかったというのをやはり前面に出して、そこをこういうふうに変えていってというような目に見えるところがあったら分かりやすかったかなとも思うのだけど。ありきたりの感じのまとめ方というよりは、せつかくもう何回もなっていて、今回6回目の計画なので、過去にあった事例等々を表に出すと、こういうふうに変わって、こういうふうにやりやすくなったのだなというのが分かると思うのだが、今のままだと、結局、過去のことで、失敗とは言わないけど、違った方向になってしまったことはそのまま蓋をしてみたいな感じで全然そこが見えてこない。そこら辺があったらよかったかなとは思っているんだけど、無理なのであれば無理ということで反映できないと思うが、その辺はどうか。

子育て支援課長：ちょっと間違ったという、今、私ももう5年ぐら課長をやっているけど、その中で間違ったということは多分聞いてはいる。その以前のことはちょっと分からないのだけれども、今後もしそういうことがあれば教えていただいて改善できるところはやはり改善していくべきかなとは思っている。きずな園に関して言えば、事業評価ということで保護者の方からのどのぐらい満足しているかというのを、

毎年、無記名でアンケートを取っているのですが、そういった中でもしあればそういうところに書いていただけるとありがたいかなというふうに思っている。

高橋議員：それでは、ちょっとこの計画というのは本当に具体的にその現場で見ているわけでもない私が何かかんた言うのも難しい話なんだけど、最終的にこの計画に基づいて3月には次年度予算等を組まれると思うんだけど、例えばこの福祉計画に関して我々が一番分かりやすいのは数字で見ること。ここをてこ入れするためにこの予算が前年度よりこんなふうには増えましたとか、そういうのが明らかに分かるような感じの予算組みをしていただきたいなというふうに思うかな。

保健福祉課長：障がい者支援の部分はやはり基本的に法律に基づいた支援という部分がほとんどであるので、具体的にここを今後でこ入れしていくというような部分というのはちょっと難しいかなというふうに考えている。

高橋議員：であれば、法律で決まったことなのだったら計画なんかいらないのではないかな。

保健福祉課長：計画そのものも法律に基づくもので、福祉係長からも説明があったように、今後3年間の支援の見込みとかそういったものをこの計画に表していくというようなものというふうに考えている。

高橋議員：本当にこんなことは言いたくないんだけど、であれば、計画は法律に基づいて作られている、それだけで、基本的に我々は何もすることがない状況である。全て決められたことであるからと、こういう計画を立てるというだけでよく、我々の意見を求める必要もないかなということだと思うのかな。

保健福祉課福祉係長：今回、第6章の障がい者基本計画のほうで皆様からいただいている意識調査を基にして計画のほうを盛り込んでいる。この21ページの下の四角書きの中にあるのだけれども、例えば、【障がいのある人、問◆】などの表記があるページがこの第6章には載ってたりする。例えば、1. 障がいの理解の推進、22ページになるのだけれども、現状と課題であれば、今回の計画策定に伴って意識調査を実施してはいるのだけれども、障がいのことで差別や嫌な思いをしたことがあるという回答も見られているとか、あとは児童のほうのアンケートのほうでは、障がいを持つ人の差別のない町であったり、ほかの市町村に劣らない福祉の町になってほしいであるとか、そういった回答をたくさん今回の調査でいただいたので、こういうようなものを次のページの具体的事業であったりに盛り込んでいく。であるので、皆様からいただいた意見というものをしっかり参考にさせていただき、この計画のほうの策定はさせていただいているので、決して町だけでということではなく計画は策定している。

桜井議長：よろしいかな。ほか質問ないかな。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは質疑なしと認める。

これで、第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画(素案)について、執行部側からの申出事項については終わらせていただく。

説明員はお退席願う。

休憩する。

【休憩 16:18 (執行側退室)】

【再開 16:19】

## (2) 議会運営委員会からの報告事項について

- ・議会費に係る新年度予算について

桜井議長：それでは再開する。

(2) 議会運営委員会からの報告事項について、議会費に係る新年度予算について、令和3年度予算に係る道外視察等、費用弁償の取り扱いについてを皆さんと協議したいと思う。事務局より説明をする。

田本事務局長：令和3年度新年度予算の関係について、委員会ごとにこれは議員任期4年の中で1回実施をしている道外への市町村行政調査、それから毎年実施してきているアカデミー研修参加の旅費の関係についての件である。道外の行政視察については、昨年から通常のみで行くと議員としての任期の2年目、委員会の任期の最終年ということで道外視察を行っているのが通例であるが、新型コロナウイルス感染症の状況等もあり実施がなかなかできなかったところである。それらについて、新年度の予算で議員任期中の3年目に実施をするべく予算の計上を諮ってきたいということについては、以前の全員協議会の中で御説明をし

たところである。その後、町の予算の全体の査定の中で、町執行側の予算に関しては現在の新型コロナウイルス感染症の状況から道外に向けた事業の実施等について予定を組むことが困難であるということで、予算の計上を見送る予定であるという説明を受けている。この部分を参考に議会側の道外の予算等についてはどういう対応をするか検討をいただきたいという話があった。先ほど、議会運営委員会の中でこの件について御相談をさせていただき、現状においてはその行政視察等の目的等については必要な事由であることには変わりはないものの、現状としてコロナ感染の状況を見た中で、実施すべき視察先の検討、あるいはアカデミー等の研修施設の周辺の感染状況等についての改善のめど、そういったものがなかなか見て取ることが難しいというところを踏まえて、令和3年度の予算の部分については、議会の経費についても議会として環境の状況が整ったところにおいて、補正等でしかるべき必要な対応を取っていくべきではないかという御意見を先ほどまとめていただいたところである。その委員会での確認を踏まえて、全体の中で確認をいただいた内容に沿って最終的な予算の対応というのを執行側のほうに説明をしていきたいというふうに考えているので、その件について御協議をいただきたいというふうに思う。

桜井議長：今、事務局長のほうから説明があったとおり、議会費に関わる問題である。新年度、令和3年度の当初予算に対する議会費の中で、今、局長が皆さんにお伝えしたような内容で進めてよろしいかをお諮りしたいと思うがよろしいか。

(異議なしという声あり)

桜井議長：では、今、説明のあったとおり議会費についてはそのように進めさせていただく。事務局長から補足があるようなので願います。

田本事務局長：只今、道外の部分についてはそういった形で計上を見合わせるということで確認をしていただいた。なお、道内の研修の部分については予算のほうを計上して審議を諮るように準備をしていきたいというふうに思うので、併せて御報告とさせていただきます。

桜井議長：何か質疑等はあるか。

加味議員：道外に限らず、この状況だから計上しないということのほうがよいのではないかと。

桜井議長：道内も道外も関係ない。

加味議員：道内も計上しないでやるのがいいのではないかと。

桜井議長：今、加味議員のほうから、道内、道外、この状況の中で同じ扱いの中で計上しないで、ある程度、落ち着いた中でできる状態になれば補正を組んでするということがよろしいかどうかをお諮りしたいと思うがよろしいか。

(異議なしという声あり)

桜井議長：それでは、そのように進めることにさせていただきます。

### (3) その他

桜井議長：議件のその他ということであるが、皆さんのほうから何か全員協議会の中で審議したいことがあれば発言願う。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、事務局からあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：これで全員協議会を閉じたいと思う。御苦労さまであった。

【終了 16:25】